

Title	〔商法一六五〕 株主総会決議不存在確認の訴と商法八八条類推適用の有無 (千葉地裁佐原支部昭和四七年一月二日決定)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.2 (1977. 2) ,p.37- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770215-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一六五〕 株主総会決議不存在確認の訴と商法八八条

類推適用の有無

〔判旨事項〕

株主総会決議不存在確認の訴については商法八八条が準用される。

〔参照条文〕

商法八八条、二四七条、二五二条、民事訴訟法三一条

〔事実〕

昭和四七年六月一〇日に訴状が提出された原告Xと被告Y株式会社の間の株主総会決議不存在確認事件が、千葉地裁佐原支部に係属中であった昭和四七年九月二六日に、Y株式会社は、その本店を千葉県香取郡下総町から東京都新宿区に移転した。そして、昭和四七年一〇月五日その旨の登記が経由された。当事者双方の申出るべき証人等を含む訴訟関係人は、東京都またはその近在(埼玉県所沢市等)

(千葉地裁佐原支部決昭和四七年一月二日
昭和四七年(モ)五三三号訴訟移送申立事件
判例時報六九五号一〇七頁)

に在任していた。

右のような事実のもとで、千葉地裁佐原支部でこのまま審理を受けるときは、いたずらに多額の費用と訴訟の遅延を生ずるおそれがあるとして、東京地裁への移送が申立てられたのが本件である。

〔判旨〕

申立て却下。

「株主総会決議不存在確認の訴えは商法二五二条に照らして適法であるとされているのであるから、その管轄裁判所については同法八八条が準用されるものとみるべきである。これによると本訴は起訴時の本店所在地を管轄する当庁に専属することになる。そうすると著しき損害または遅滞を避けるために本件訴訟を他の管轄裁判所に移送することはできない。よつて、民事訴訟法三一条により主文

のとおり決定する」。

〔評釈〕

判旨に賛成する。

株主総会決議不存在確認の訴に商法二五二条の準用あるいは類推適用があるかどうかは、その訴の性質および効力をどう理解するかという問題に帰着する（鴻決議不存在確認の訴の適否会社判例百選入新版V二八頁）。別な言葉でいえば、決議不存在確認の訴を民事訴訟法上の確認の訴として一般原則にまかせるのか、あるいは、この決議の不存在も株主総会決議の瑕疵の一態様として会社法上の訴の特異性に応じた取扱いをすべきかという問題なのである（西原「株主総会決議不存在確認の訴の性質」商事法研究二卷一九一頁）。そして、決議不存在確認の訴につき商法二五二条の趣旨が準用にしろあるいは類推適用にしろあてはまるならば、その帰結として商法八八条の専属管轄の規定も商法二五二条を経由してその趣旨が貫徹されるべきが本件のような問題を契機として出現することになる。決議不存在確認の訴の性質決定をめぐる問題の難しさは、株主総会決議というものが権利義務そのものでもないし法律関係それ自体ではなく、過去における一種の法的な行為であるということから生ずる。なぜなら、確認の訴というものは、現在の権利あるいは法律関係の存否を訴訟物とすることを要求し、過去の法律関係または事実の確認は、民事訴訟法二二五条の書面真否確認の訴のように特別の例外を除き認められないというのが民事訴訟法上の原則だからである（大賀「取締役会決議不存在確認の訴は許されないか」甲府地判昭三五・三・二九判批V」慶

應義塾大学商法研究会編著・下級商事判例評釈入昭和三〇〜三九年V三〇三頁参照）。

さて、以上のような次第で問題の所在が明確となつたのだから、次に、商法八八条がいかなる趣旨のものであるかという比較的細い点を糸口として論述を先に進めてみよう。周知のように、商法八八条は、昭和十三年の商法改正に際して設けられた規定であり、その趣旨は、明治四四年の商法改正で新設された昭和十三年以前の商法九九条ノ三第一項のそれと同じである。その商法九九条ノ三は、設立無効の訴の管轄および弁論に関する規定であり、そのような訴を本店所在地の地方裁判所の管轄に専属させ、裁判および弁論は必ず併合して同時にすべきである旨を規定していた。これについては、「総テノ訴ニ関スル判決ノ抵触ヲ防ガントスルヲ以テ規定ノ趣旨トス」と理解されていた（法律新聞社編纂・改正商法理由一三五頁）。この点の理解については現在においても基本的に変化はなく、商法八八条は、会社関係の「画一的処理の必要」から置かれたもので、会社法上の各種の訴の場合に共通の原則として準用されており（商法一〇四条三項、一一二条二項、一三六条三項、一四二条、二四七条二項、二五二条、二五三条二項、二五七条四項、二八〇条ノ一六参照）、管轄を裁判所や当事者の意思などで変更できない旨を規定しているとされている（古瀬村・注釈会社法八八条ノ一巻三三九頁V。田中（誠）・吉永・山村・再全訂コンメンタール会社法八八条ノ一四八頁Vも商法八八条は、「商法の画一的取扱の必要からきた規定である。すなわち、社員の住所と会社の住所とは、必ずしも同じでないので、専属管轄を定めて、法律関係の画一をはかつたの

である」としている)。このように、商法八八条の専属管轄の規定の目的は、「画一的処理の必要」なことにあるのだから、本件のような問題の解決は、結局のところ、決議不存在確認の訴がこのような画一的処理を必要とするかどうかにかかっているのである。なお、民事訴訟理論において、専属管轄は、法定管轄中で強度の適正、迅速の公益的な要求に基づくため裁判所または当事者の意思や態度で動かすことのできない管轄の定めをいう（兼子・民事訴訟法体系七三頁）とあるいは、専属管轄は、法定管轄中公益性の度合が強いため専ら特定の裁判所だけが管轄権を持つとされたものである（三ヶ月・民事訴訟法二四八頁）とされているが、「画一的処理の必要」は、民事訴訟でそのように説明されることの会社法分野におけるその発現と理解できる。

決議不存在確認の訴と画一的処理との関係については次のように理解するのが相当であると考える。すなわち、株主総会決議に瑕疵がある場合には、決議の効果を画一的に決定する訴訟が認められているけれども、瑕疵の結果として決議が存在と評価される場合にも右のような効力を持つ訴訟を認めるべき事情があり、紛争を画一的に決定する必要があるとあるといひ得る（坂井「株主総会決議不存在確認の訴の特質」二・完）判例タイムズ七二号四四頁参照）。というのは、決議の不存在というものが、実は決議の成立手続の瑕疵の極度に達したものであり、決議の瑕疵の一態様にすぎなく、しかも、商業登記簿上の登記等によりあたかも決議が存在するかの如き外観が作りだされている場合には、株式会社の団体性にふさわしい統一

化と安定化を伴ったそのような外観の打破が必要だからである（西原・前掲一九一頁参照）。そうとすれば、決議不存在確認の訴には、その性質の許す限り決議無効確認の訴に関する規定を類推適用してよいことにならう（大隅・会社法論Ⅷ中巻Ⅴ五八頁。なお、西原・前掲一九一頁は全面的に類推適用されるとする）。決議無効と決議不存在の相違を強く意識するならば、適用ではなく準用ということにもなろうが、不存在と無効は概念的に異なるとしてもその法的効果の有無の主張については結局のところ差異がないと考えられるので類推適用と考えてよいであろう（大賀・前掲三〇七頁参照。なお、鈴木・会社法一三三頁は、「決議不存在確認の訴が提起された場合には、決議無効確認の訴に関する第二五二条を、いつそう強い理由で準用すべきではないかと考える」とする）。最高判昭三八・八・八・第一小法廷・民集一七卷六号七頁によれば、決議不存在確認の訴は、「商法二五二条に照し適法である」とされている。次に、過去の法律関係または事実の確認と決議不存在確認の訴の関係であるが、現在の法律関係の紛争がすべて決議の有効な存在の有無をその先決関係としているならば、決議不存在の確認は、決議の成立を前提として法律関係が積み重ねられる株式会社において、それが公権力をもつて行われるときに、それは実効性ある紛争の解決といえるのだから、そこに会社法上の訴の特異性類似のものを読みとり、商法二五二条を抛り所として決議不存在確認の訴を認めてよいと考える（坂井・前掲四三頁参照。前掲最判・民集七頁は、決議不存在確認の訴が、「株主総会決議の不存在という単なる過去の事実関係の存否を求めるものではなく、商業登記簿に登記されて外見上会社その

他関係人に拘束力を持つかのように見える株主総会決議がその効力を有しないことの確定を求めるものである」としている。最高判昭四五・七・九第一小法廷・民集二四卷七号二七頁の多数意見も同旨。なお、登記というような決議存在の外観を作りだすものの存在は、確認の利益を基礎づける非常に重要な要素に過ぎないと考えられる(鴻・前掲二八頁参照)。

但し、松田博士によれば、確認の訴は事実関係確定のため提起することとは許されないから、決議そのものの不存在確認の訴は提起すべきではないが、不存在の決議に基づいて登記された事項があるときは趣を異にして、登記簿上存在する外観的地位を遡及的に失わせるには訴によることを要し、この訴は通常「決議不存在確認の訴」と称されているがその実質は非訟事件的性質を有する形成の訴であると考えられる(松田・会社法概論二〇四頁以下、同・私の少数意見三三三頁)。しかし、決議不存在は訴以外の方法によつても主張できると考えられる(鴻「株主総会の決議に関する二、三の判例」商法研究ノート一四四頁参照)。

以上のような理由により、決議不存在確認の訴には商法二五二条に挙げられている画一的処理を目的とする諸規定が商法二五二条の類推適用を経由して結局妥当することになると考える(田中(誠)・全訂会社法詳論上巻四四九頁は、二五二条のもちろん解釈により、同条の画一的効果を目的とする規定の適用があるとしている)。画一的処理を目標とする規定の最も重要なものは商法一〇九条一項の判決の対世効の規定である(前掲最判・昭三八・八・八民集七頁も決議不存在の訴につき対世効を肯定している。学説上もそのように解するのが多数であることについては、谷川・注釈会社法二四七条注七参照。但し、東京高決昭三〇・三・一〇

高裁民集八巻二号一八頁および名古屋地判昭三九・三・六判例時報三七二号三六頁は対世効を否定する)。そして、専属管轄についての商法八八条も、画一的処理のために役立つ規定なのだから、決議不存在確認の訴につき商法二五二条の類推適用を経由して妥当することになると考える(大隅編・株式会社五八八頁は、判決の画一的確定の目的に奉仕する専属管轄、弁論および裁判の併合、訴の公告に関する規定の類推適用を認める。前田「いわゆる決議不存在確認の訴」実務民事訴訟講座五巻五三頁以下は、上に挙げられた規定のみならず、担保の提供、登記等の規定も準用すべきとする。鴻・前掲判例百選二二八頁もそれら規定すべての準用ないし類推適用を肯定する)。このように商法八八条の専属管轄の規定が、決議不存在確認の訴に妥当するとすれば、本件のような具体事例の場合、当事者はその強いられた不便や出費ゆえに実際に不満を感じずるかもしれない。しかし、多数の株主が関与することを予定している株式会社法上の関係においては、判旨のような形式的処理が目的に合致すると考える。そして、民事訴訟法二九条により、裁判所の管轄は起訴の時を標準として定められるため、起訴後に本店の所在地が変更されても管轄の基準となるのはあくまでも起訴時の本店の所在地である。

(一九七六年二月八日稿)

加藤 修